

地域課題に取り組む NPO 等補助金交付要綱

令和 4 年 5 月 20 日

地 域 協 働 局 長

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市内における様々な地域課題に取り組む活動に要する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象団体)

第 2 条 補助事業の対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 2 人以上で組織されていること
- (2) 神戸市内に活動の拠点を有すること
- (3) 神戸市内の地域課題に取り組む活動を実施すること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(対象活動)

第 3 条 補助の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 神戸市内の地域課題に対し神戸市内において取り組む継続的な活動であること
- (2) 営利及び学術研究を目的とした活動でないこと
- (3) 政治的活動又は宗教的活動でないこと
- (4) 公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと

(対象経費)

第 4 条 補助事業の対象となる経費は、団体が当該年度内に実施する対象活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域課題への取組を実施する際の活動経費のうち別表 1 に定めるもの
- (2) 団体の運営に要する経費のうち別表 2 に定めるもの（ただし、団体のうち法人格を有するものに限る）

(補助金の額及び補助率)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内で別表 3 に定めるとおりとする。

(補助対象期間)

第 6 条 補助対象期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(交付申請)

第 7 条 補助金を受けようとする団体は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）

- (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 団体概要
- 2 2年目以降も補助金を受けようとする団体は、当該補助事業を実施しようとする補助対象期間ごとに、前項に定める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず第1項第4号について、必要がないと認める場合は、提出を省略させることができる。

(要件審査)

第8条 市長は、前条に基づく申請内容が次に掲げる要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して不採択である旨を補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

- (1) 第3条に定める活動であること
- (2) 補助対象期間内に実施する活動であること
- (3) 市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと
- (4) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること
- (5) 法令に違反した活動でないこと
- (6) その他、市長が適当であると認める活動であること

(企画提案会の実施)

第9条 市長は、補助金交付の採否を決定するにあたり企画提案会を実施し、申請団体（前条の規定により不採択通知を行った団体を除く。）に対し企画提案会への出席及び提案説明を求めるものとする。

- 2 市長は、申請団体が前項の企画提案会を欠席した場合、不採択とし補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請団体に通知するものとする。
- 3 市長は、申請団体が多数であり企画提案会の円滑な実施が困難であると判断した場合、第1項に規定する企画提案会の実施に先立ち、申請書類による審査を行うことができる。
- 4 市長は、前項の審査の結果、不採択と判断した申請団体に対して補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請団体に通知するものとする。

(選考委員会の設置及び団体の採択)

第10条 市長は、団体の採否を検討するため、選考委員会を設置するものとする。

- 2 選考委員会は、第7条に定める申請書類及び前条に定める企画提案会での提案説明の内容について、公益性、計画性、効果、先駆性、将来性、前年度の評価（補助申請2年目以降の場合のみ）の項目に基づき総合的に審査し、市長に報告する。
- 3 市長は、選考委員会の報告を踏まえ、団体の採否を決定する。
- 4 選考委員会は、原則非公開とする。

(交付の決定)

第11条 市長は、前条第3項の決定に基づき、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業等の変更等）

第 12 条 団体は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 13 条 団体は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業等実績報告書（様式第 8 号）

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業等に係る収支決算書

(4) 事業に要した費用を証する書類

（交付額の確定）

第 14 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を前条の確定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 4 年 5 月 20 日から施行する。

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。

別表1 活動経費（第4条関係）

区分	内容
ア 報償費、消耗品費、旅費、会場借上げ料等、活動実施にかかる経費	<p>(1) 報償費のうち、謝礼等に要する経費</p> <p>(2) 役務費のうち、通信（切手代等）、運搬、広告、手数料に要する経費</p> <p>(3) 委託費のうち、外部発注や広報物の制作等に要する経費</p> <p>(4) 使用料のうち、会場使用（付帯設備使用料を含む）、会場設営、車両等の賃借等に要する経費</p> <p>(5) 備品・消耗品費のうち、材料購入、印刷等に要する経費（飲食にかかる経費を除く）</p> <p>(6) 保険料のうち、活動保険等に要する経費</p> <p>(7) 旅費のうち、交通（航空運賃、鉄道運賃等）に要する経費</p> <p>(8) その他、市長が必要と認める経費</p> <p>・(5)に定める経費は¥50,000を上限とする。</p>
イ 賃貸借契約を締結する物件において実施する、地域課題解決にかかる活動に対する費用	<p>・毎月賃料を支払う物件において、月に1回以上、5名以上の参加者を募って実施される継続的な地域課題解決に資する活動を対象とし、1回の実施あたり¥5,000を補助する。</p> <p>・別表2に定める運営経費のうち(2)賃料に相当する経費との合計額について、団体が支払う各月及び年間の賃料もしくは別表3に定める上限額のいずれか低い額を上限とする。</p>

別表2 運営経費（第4条関係）

区分	内容
団体の運営にかかる経費	<p>(1) 人件費</p> <p>(2) 賃料（ただし月毎に、支払うべき賃料から別表1イに基づき計上する経費を差し引いた額を対象とする。）</p> <p>(3) 光熱水費</p> <p>(4) 電話・インターネット等通信費</p> <p>(5) その他、市長が必要と認める経費</p> <p>・上記(1)から(5)までの合計額について別表3に定める額を上限とする。</p>

別表3 補助金の額及び補助率（第5条関係）

年数	補助額及び補助率
補助1年目	<p>(1)総額 50万円もしくは補助申請額の100%のいずれか低い額</p> <p>(2)内訳</p> <p>①別表1区分アの経費：(1)総額から下記②及び③を差し引いた額</p> <p>②別表1区分イの経費：(1)総額のうち20%を上限とする額</p> <p>③別表2の経費：(1)総額のうち30%を上限とする額</p>

補助2年目	(1)総額 30万円もしくは補助申請額の60%のいずれか低い額 (2)内訳 ①別表1区分アの経費：(1)総額から下記②及び③を差し引いた額 ②別表1区分イの経費：(1)総額のうち20%を上限とする額 ③別表2の経費：(1)総額のうち30%を上限とする額
補助3年目	(1)総額 20万円もしくは補助申請額の40%のいずれか低い額 (2)内訳 ①別表1区分アの経費：(1)総額から下記②及び③を差し引いた額 ②別表1区分イの経費：(1)総額のうち20%を上限とする額 ③別表2の経費：(1)総額のうち30%を上限とする額